

使用済み自動車用鉛蓄電池の リサイクルについて

SBRA自主取り組み



 一般社団法人
鉛蓄電池再資源化協会

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 (機械振興会館内)
TEL : 03-5425-2080 FAX : 03-3434-5650
URL : <http://www.sbra.or.jp/>

検索はコチラ!

SBRA自主取組みの概要

地球環境を保護し健全な環境を次世代に引き継ぐこと、および資源の再生化により地球上の限られた資源を有効活用するために、一般社団法人鉛蓄電池再資源化協会(SBRA)は、使用済み自動車用鉛蓄電池(始動用で二輪車用を含む)の適正な処理と循環利用の促進を図ってまいります。

(以下、一般社団法人鉛蓄電池再資源化協会を「SBRA」、使用済み自動車用鉛蓄電池を「使用済バッテリー」といいます。)

システムの概要

1

SBRA自主取組みを利用しようとする排出事業者は、排出者登録(①)をして頂きます。(-P5-)

2

排出事業者は、使用済バッテリーをSBRAに回収依頼(②)をし、その後、解体処理が終了したことを管理票情報システムで確認(⑧)します。

3

排出事業者から回収依頼のあった使用済バッテリーはSBRAを広域認定者として「廃棄物処理法」に則り委託処理をします。(有価物は扱いません)

4

SBRAが委託する回収・解体の委託事業者は、BAJ下取り方式の「回収網」を活用しています。(③④)

5

排出事業者はSBRAが委託した回収事業者に無償で使用済バッテリーを引渡します。その後、回収事業者は解体事業者に持込み、解体事業者により適正な処理がされます。

6

各々、回収実績報告(⑤⑥)と解体処理終了報告(⑦)をします。

7

回収・解体処理費用はSBRAが委託事業者に実績に応じて支払います。

8

使用済バッテリーの排出から、回収・解体及び処理終了まで、処理状況をインターネットと廃棄物処理法に準じたマニフェストを使ってシステムで管理します。(パソコン・プリンターが必要です。)

排出事業者等(販売店等)の役割

- ①使用済バッテリーは、自動車用と二輪車用に分別保管をし、これに伴う置場の確保と管理を行う。
- ②次の電池は、本システムでは回収できないので混入させない。
 - ・小形密閉鉛蓄電池(二輪車用除く)や産業用鉛蓄電池
 - ・鉛蓄電池以外(ニッケル水素電池、リチウムイオン二次電池等)
- ③自動車用は25個以上、二輪車用は50個以上使用済バッテリーが溜まったら、SBRAにインターネットで回収依頼を行う。
- ④廃棄物処理法等関連法規に定められる廃棄物の排出事業者等(販売店等)としての義務を遵守する。(-P6-)

特別管理産業廃棄物の管理責任者について

1. 関連法制度 (※産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会第3回合同部会 参考資料7より抜粋)
- (1)特別管理産業廃棄物(以下、「特管物」という)について
- 自動車用鉛蓄電池は、pH2以下の硫酸を含むことから、産業廃棄物として排出される場合には、廃棄物処理法で定める特管物に該当し、通常の産業廃棄物より厳しい基準が適用される。
 - 使用済み自動車用鉛蓄電池が不法投棄等された場合には、その有害性から深刻な環境問題を引き起こすおそれがある。特管物の排出事業者は、廃棄物処理法に基づき、下記のような規定の遵守が求められている。

表1 特管物の排出事業者の主な義務 (廃棄物処理法第12条の2 関係)

	義務	違反した場合の罰則
第2項	＜保管＞特管物が運搬されるまでの間、「特別管理産業廃棄物保管基準」(周囲に囲いを設ける、掲示板を掲出する等)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。	罰則なし (行政の改善命令違反に対する間接罰則あり)
第4項	＜運搬処分の委託＞委託基準(あらかじめ、特管物の種類、数量等を文書で通知等)を遵守しなければならない	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
第6項及び第7項	＜管理責任者の設置＞事業場ごとに、特管物の処理に関する業務を適切に行わせるため、環境省令で定める資格を有する「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければならない	30万円以下の罰金
第5項	＜帳簿の記載＞特管物の処理に関する帳簿(運搬・処分の年月日、委託量、委託先等)を作成し、5年間保存しなければならない	30万円以下の罰金

注) なお、前年度に50トン以上の特管物を生ずる事業場を設置している事業者は、特管物の処理計画を作成し、都道府県知事等に提出しなければならない。(50トンは、普通自動車用バッテリーでおよそ3,800個弱)
※ 自治体によっては、条例等に基づき、特別管理産業廃棄物を生ずる事業場に関して設置届出義務等(管理責任者報告含む)の規制措置があり規制内容が異なったりするので注意が必要です。

- (2)特別管理産業廃棄物管理責任者(以下、「管理責任者」という)について
- 事業場ごとに、特管物の処理に関する業務を適切に行わせるため、下記に定める資格を有する者から「管理責任者」を選任しなければならない。

表2 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件 (廃棄物処理法施行規則第8条の1 7 第2号)

	資格・学歴	課程	修了した科目・学科	実務経験注1)
イ	環境衛生指導員			2年以上
ロ	大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	2年以上
ハ		理学、薬学、工学、農学これらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	3年以上
ニ	短大・高専	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	4年以上
ホ		理学、薬学、工学、農学これらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	5年以上
ヘ	高校		土木科、化学科 これらに相当する学科	6年以上
ト	旧制中学		理学、農学、工学に関する科目 これらに相当する科目	7年以上
チ	(学歴要件なし)			10年以上
リ	イからチまでと同等以上の知識を有すると認められる者 注2)			

注1) 管理責任者の実務経験の要件(「〇年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」)は、交換や保管等のバッテリーに係わる取扱い経験も含む。

注2) イ〜チに該当しない者の救済策として リがあり、以下の講習会の受講者に資格要件が与えられている。
公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 受講費用 14,000 円(2014 年度参考)
(連絡先: 03-5275-7111 URL <http://www.jwnet.or.jp>)

- 管理責任者の役割
 - ・特管物の排出状況の把握、処理計画の立案、適正な処理の確保
2. 管理責任者関係について(出展: 審議会報告書パブリックコメントに対する環境省の考え方)
- ①「管理責任者要件の緩和措置として、自動車用バッテリーの技術上の取扱いに習熟している者として上記「表2」の他に次の資格を有する者が認められています。
 - ・一級、二級及び三級の自動車整備士
 - ・自動車電気装置整備士
 - ・車両系荷役運搬機械、車両系建設機械及び高所作業車に係る特定自主検査有資格者
 - ②自動車用バッテリーの小売店等が卸売業者から新しいバッテリーを購入する際に、商習慣として使用済みのバッテリーを無償で卸売業者に廃棄物処理としてではなく下取りとして引き渡す場合は、(排出事業者とならないので)管理責任者を置く必要はありません。

「排出事業者登録」と「承諾書」の提出について

① 排出事業者の登録

入押印下さい。

A cartoon illustration of a man with dark hair, wearing a light blue suit jacket, white shirt, and red tie. He is sitting at a brown desk, looking towards the viewer with a slight smile. On the desk in front of him is a blue laptop on the left and a stack of papers on the right. The papers include a document with a red stamp and a small pink sticky note.

インターネット

FAX

インターネット

◎SBRAでFAXされた「承諾書」の確認を
もって「排出事業者登録」が完了となります。
◎登録完了後、排出事業者へID、パスワード、
お客さま番号と事業者IDをメールもしくは
FAXで連絡いたします。

※回収事業者様との関係で“お客さま番号”をお知らせいたします。

SBRAのFAX 03-3434-5650

※インターネット未加入の排出事業者様は、直接SBRAに「排出事業者登録届け」と「承諾書」をご請求下さい。

排出事業者仮登録画面(部分)

自動車・二輪車用

鉛蓄電池リサイクル 管理票情報システム

Lead Acid Storage Battery Recycle Management System

排出事業者 仮登録

2 排出事業者 仮登録画面

排出事業者仮登録を行います。排出事業者情報の項目を入力して「確認画面へ」ボタンをクリックして下さい。

排出事業者仮登録を行わない場合は「ポータルサイトへ戻る」ボタンをクリックして下さい。

2 電話番号の重複チェック

ご登録の前に電話番号の重複チェックをおこなうことが可能です。

※現在にご登録済みの電話番号はご使用いただけません。

電話番号 - - 入力例: 03-1234-5678(半角数字)

2 排出事業者情報

*の付いている項目は入力必須項目です。

*メールアドレス	
	※システム利用時の各連絡用です。
	登録 (原形: 全角25文字まで入力可)
	入力例: 株式会社和電池 本店
*事業名	※登録ボタンを押して、事業名を入力してください。
	※表示欄には、事業名が判別できる場合に、店名、業種名、支店名などを入力して下さい。
	※機読用支店名は入力しないで下さい。
	機読用支店名 ①②③～⑤ I II-X '。 業 業 業 など
*事業名よみかた	(原形: 全角25文字まで入力可)
	入力例: なまりでん みなとん
	※株式会社や有限会社などのよみかたは省略して入力して下さい。
事業名略称	
回収エリア	
事業用コード	
*仮登録時登録 (氏名)	
*事業区分	グループなし ※ 本社・支社等のグループ管理を行わない場合 本社・支社の区分等の管理を行わない場合やどうするか不明の場合はこちらを選択して下さい。 グループあり ◎ 本社の場合 自社のコードを本社の事業用IDとして登録します。 ◎ 支社の場合 本社の事業用IDは、貴本社にてご確認下さい。 本社の事業用ID: - 確認
*業種区分	その他 ※その他を選択した場合、業種を入力して下さい。
自社WEBサイト	入力例: http://www.abra.co.jp/
*電話番号	- -
FAX番号	- -
ファックス担当氏名	
代表者名	※排出事業者の所長、店長、工場長等です。

FAX 宛先 一般社団法人 鉛蓄電池リサイクル協会(SBRA) 行き [FAX : 03-3434-5650]

排出事業者 (電池販売事業者等) 様へ

● 排出事業者として一般社団法人 鉛蓄電池リサイクル協会(SBRA)に使用済自動車用鉛蓄電池の回収を希望する場合、予め次の承諾書と回収依頼書の担当責任者等が確認した上で、①承諾日～④回収依頼責任者に記入・押印の上、SBRAに「承諾書」をFAXでご提出ください。

● 合わせて、SBRAのホームページから「排出事業者の登録」をしてください。「排出事業者の登録」と「承諾書」の両方をすべて「排出事業者登録」が完了いたします。(何か不備がない場合はSBRAにお問合せください。)

● 承諾書は	再提出した (事業者 ID)	
● 本承諾書 FAX 受取時の	並行して付々から排出事業者登録をする (した)。	
排出事業者登録の状況	付々で確認がなく排出事業者登録済み FAX をする (した)。	

一該当のものに
"✓"を記入

「使用済自動車用鉛蓄電池の排出事業者」としてバッテリー回収依頼の際の

《 使用済自動車用鉛蓄電池回収のための承諾書 》

一般社団法人 鉛蓄電池リサイクル協会(SBRA) 殿

排出事業者として使用済自動車用鉛蓄電池 (二輪車用鉛蓄電池を含む、以下「使用済バッテリー」といふ)の回収を希望するにあたり、下記 1 項から 8 項を承諾します。

① 承 諾 日	20 年 月 日	② 年間排出個数(見込み) () 個	※ 記入
③ 排出事業者名称		(印)	※ 記入・押印
④ 排出事業者の所在地	〒 ー		※ 記入
⑤ 代表者			※ 記入

記

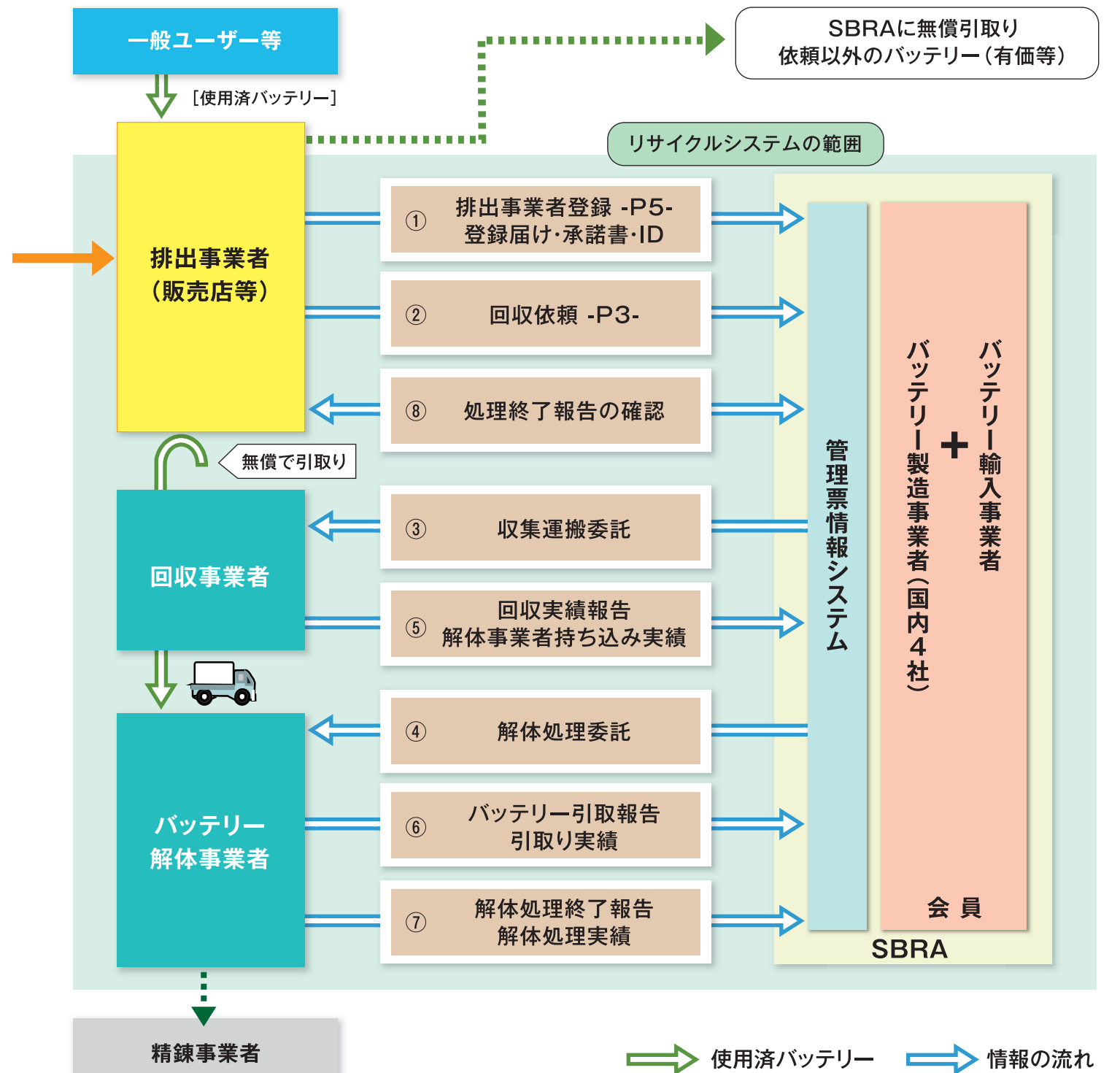
- 広域処理制度**
一般社団法人 鉛蓄電池リサイクル協会 (以下「SBRA」とは)、環境大臣より「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 9 条及び第 15 条 4 の 3 の第 1 項に基づき「広域認定」を取得している。
※ 産業廃棄物広域認定番号 第 216 号、一般廃棄物広域認定番号 平成 24 年 第 4 号
- 回収対象電池**
対象電池は使用済バッテリーとし、年間の排出個数(見込み)は上記表のとおりである。なお、各々の回収依頼による引取機械は、収集運搬事業者 (以下「回収事業者」という)が、SBRA 所定のリサイクル管理票に記載した処理量と一致する。また、管理票ごとの処理量は SBRA が指定する委託事業者の計量重量とし、処理単位として SBRA から通知する。
- 収集運搬(回収)及び解体処理**
SBRA は、収集運搬及び解体処理について、広域認定で認定された各々専門の事業者に委託するものとし、その事業者名称、所在地等は SBRA 所定のリサイクル管理票に記載する。
- 費用**
回収費用及び解体処理費用は SBRA が負担するものとし、排出事業者からは費用を徴収しない。
- 回収依頼の手順**
回収依頼は、原則としてインターネットで SBRA のホームページの「管理票情報システム」回収依頼画面から行うものとする。排出事業者は、次の事項を遵守して、回収依頼を行う。
① 回収依頼の個数は、原則として自動車用は 25 個、二輪車用は 50 個以上とし、双方ある場合はどちらかを満足してはば可とする。但し、両者それぞれについて保管をする。
② 回収依頼するものは使用済バッテリーとし、区分以外のものは混入させない。万が一、混入させ、SBRA の委託業務に支障を生じ費用が発生した場合、排出事業者はその費用を負うものとする。
また、使用済バッテリー以外への混入により SBRA の委託業務に支障を生じる恐れがある場合は引取りを拒むことが出来るものとする。
③ 回収依頼する使用済バッテリーに「破損バッテリー」を含む場合は、必ず回収事業者に告知する。
④ 使用済バッテリーはショート(短絡)させないようにする。
⑤ 回収依頼した個数に不足が生じないように使用済バッテリーの盗難防止を行う。
⑥ 回収事業者が回収に赴いた際に発行した「リサイクル管理票 A 票」は控えとして 5 年間保存する。
- 使用済バッテリーの所有権**
使用済バッテリーを回収事業者に引渡した時点で、使用済バッテリーの所有権は SBRA に移ったものとし、回収依頼の取消しはできないものとする。
- 排出事業者の登録取消し・変更**
① 排出事業者が登録の取消し又は変更を希望した場合は、SBRA に届け出るものとし、届出をもって登録取消しは変更を要しない。なお、取消し前に回収依頼のあったものは SBRA で処理を行う。
② 排出事業者が、反社会的勢力との関係が認められた時は、排出事業者の登録取消しを行う。なお、取消し前に回収依頼のあったものは SBRA で処理を行う。
- 回収依頼の進捗管理等**
回収依頼したものの進捗管理(処理完了報告を含む)等については、排出事業者が SBRA の管理票情報システムで管理票交付番号別に確認するか、SBRA に問合せするものとする。

以上

經緯

平成6年、BAJ自主取組(下取り方式)リサイクルシステムを国内電池メーカーで構築・運用開始しました。その後、廃棄物処理法は幾多の改正があり、BAJ自主取組では法律に合わない部分も発生しておりました。

このため、平成22年、経済産業省から国内電池メーカー4社に廃棄物処理法に則ったリサイクルシステムの検討要請があり、国内電池メーカーがシステム全体（費用管理、管理票情報システム等）を共同で運用し、回収・再資源化についてもSBRAが廃棄物処理法に基づく広域認定を取得する「SBRA自主取組み」を構築いたしました。（バッテリー輸入事業者の参画あり）



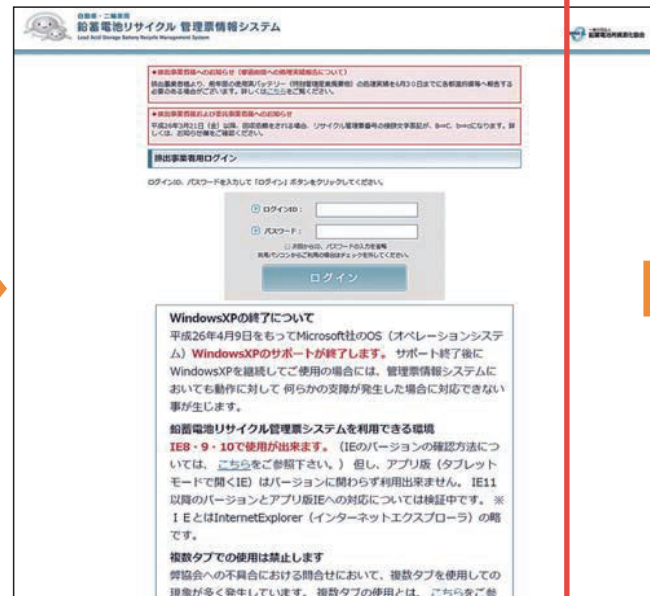
回収依頼の手順

回收依頼画面

① ホームページから、ID・パスワード入力画面



- 管理票情報システムポータルサイトからもログイン可能
- 下記画面よりログインしてご使用下さい



コール完了

④ 依頼内容確認画面(自動車用、二輪車用共通)



Click!

② 排出事業者トップメニュー画面

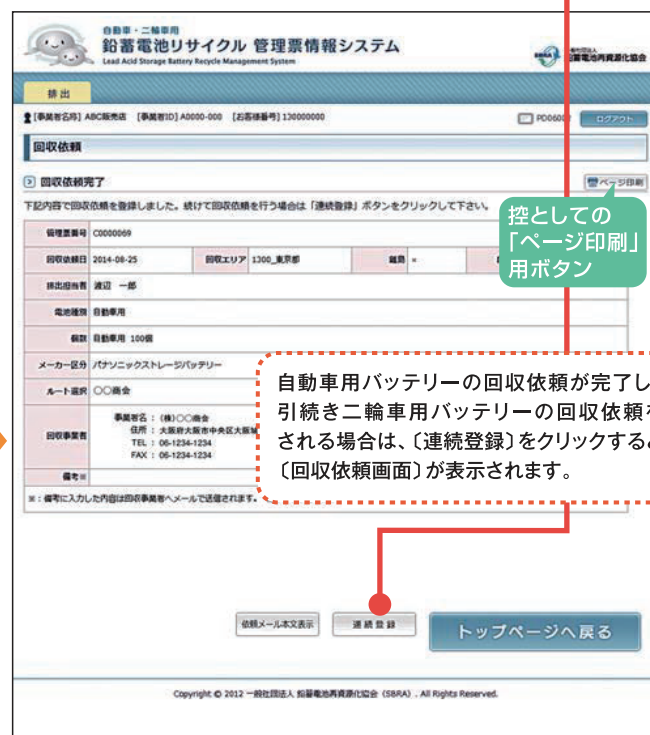


③ 回收依頼画面(自動車用、二輪車用共通)



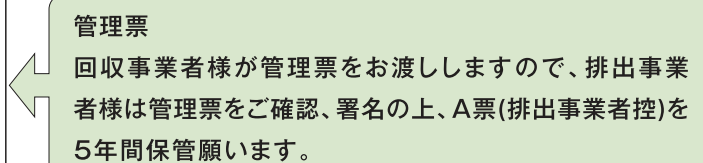
- ① 担当者氏名を入力
- ② 〔自動車用〕か〔二輪車用〕をクリック
- ③ 回収依頼する個数を入力
- ④ 主要取引先の電池メーカをクリック
- ⑤ 依頼する回収事業者を指定する。

⑤ コール完了画面(自動車用、二輪車用共通)



控としての
「ページ印刷」
用ボタン

自動車用バッテリーの回収依頼が完了し、引続き二輪車用バッテリーの回収依頼をされる場合は、「連続登録」をクリックすると「回収依頼画面」が表示されます。



排出事業者様への情報提供として下記を想定しています。

- ①回収・再資源化のエビデンス発行（環境ISO対応）
- ②回収・再資源化の過去1年間の実績把握可能